

清瀬市特別支援教育推進計画

(第四次実施計画)

平成31年3月

清瀬市教育委員会

はじめに

清瀬市教育委員会においては、第四次長期総合計画の基本理念「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」の視点に立ち、第二次清瀬市教育総合計画マスタープランを策定し、具体的な教育改革を進めてきている。清瀬市特別支援教育推進計画は、その一環として継続的に推進されてきているものであり、今回、第四次実施計画の策定に至った。

国や都における特別支援教育の推進の流れは、ここ数年で大きく変わり、インクルーシブ教育システムの構築に向けて様々な取り組みを展開している。清瀬市においては、いち早く、その動向を踏まえ、障害のある子供も障害のない子供も、共に生きる共生社会の実現を目指すために、通常の学級に在籍する発達障害等の子供も含めて、支援を必要とする全ての子供たちに対して全市立小・中学校で特別支援教育を実施し、その教育活動に全ての教員、保護者、児童・生徒が系統的、組織的、継続的に関わっていく体制整備を進めてきた。

第三次実施計画においては、平成 30 年度にすべての小学校において特別支援教室と支援ルームを設置し、個に応じた支援の充実を図ることができた。特筆すべき点は、市部では唯一、全校拠点型方式での特別支援教室を設置したことである。この取り組みにより、各々の小学校において特別支援教室と支援ルームでの個別支援を含めた通常の学級における特別支援教育体制を充実することができたとともに、特別支援学級での指導との明確な役割分担ができた成果は大きいものである。また、就学支援シートや個別の教育支援計画（学校生活支援シート）の活用、基礎的環境整備や合理的配慮の提供、障害理解教育の推進、副籍を含めた交流及び共同学習の展開、関係機関との連携の強化、インクルーシブ教育システムの理解啓発などにも精力的に取り組み、着実にその成果を示してきている。

第四次実施計画においては、特別な支援を必要とする全ての子供たちが、自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加のための基盤となる「生きる力」を培うため、特別支援教育を取り巻く様々な情勢を踏まえて、個別の教育的ニーズを把握し、必要な教育的指導、支援を系統的、組織的、継続的に行い、特別支援教育の改善・充実を図っていくことを目指している。

また、清瀬市における特別支援教育として、障害の有無に関わらず、個々の違いを認め、全ての子供たちが生き生きと活躍できる共生社会の形成に資するため、個別の教育的ニーズに応え、子供たちの能力や可能性を伸ばす多様で柔軟な特別支援教育を展開していく方向性も明確に示している。

これからの日本の小中学校においては、様々な個別のニーズのある子供が増え、その多様性に応じた支援の提供が求められてくる。一斉授業や一律の教材・教具での指導では対応仕切れない状況が生じ、それに応じた全ての教員の資質・能力や授業力の向上が喫緊の課題となっている。また、学習指導要領の改訂においても個別支援の重要性が強調され、障害による学習面や生活面での様々な困難さへの対応は、各学校や教員の責務であるとの認識をもつことが重要である。

清瀬市教育委員会においては、本実施計画に基づき、全国の手本となるインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育をさらに推進していくことを期待する。

平成 31 年 3 月

清瀬市特別支援教育評価・検討委員会委員長 半澤 嘉博

目次

■ はじめに

第一部 清瀬市特別支援教育推進計画について

第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画の目的	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
第2章 第三次実施計画の成果と課題	
1 教育委員会における取組の充実について	3
(1) 特別支援教育体制の整備	
2 関係機関における取組の充実について	5
(1) 副籍制度の充実	
(2) 専門家チームによる学校支援について	
(3) 理解促進の推進	
3 学校における取組の充実に向けて	6
(1) 学校における総合的な教育体制	

第二部 第四次実施計画の具体的な展開

第1章 清瀬市の方針と実態	
1 清瀬市における特別支援教育の理念及び方針	8
(1) 理念及び方針	
(2) 現状と課題	
第2章 教育委員会における取組の充実に向けて	
1 特別支援教育体制の整備	11
(1) 特別支援学級の指導力向上	
(2) 特別支援教室の整備・充実	
(3) 特別支援教室の支援体制の強化	
(4) 一貫した支援体制の強化	
(5) 相談体制の整備及び機能強化	
第3章 学校における取組の充実に向けて	
1 一人一人に応じた支援体制の充実	16
(1) 通常の学級における特別支援教育の推進体制について	
(2) 校内委員会の充実	
(3) スクールカウンセラーとの連携の充実について	
(4) インクルーシブ教育システム構築のための理解促進について	
第4章 関係機関における取組の充実に向けて	
1 都立特別支援学校との連携	17
2 「子ども発達支援・交流センター“とことこ”」との連携	17
3 副籍制度の充実	18
(1) 副籍制度のより一層の推進について	
(2) 副籍制度の充実の具体的な在り方について	
4 専門家チームによる学校支援について	18
(1) 巡回相談等専門家及び人的支援による学校支援の在り方について	
(2) 巡回相談等専門家及び人的支援による学校支援の具体的な在り方について	
第5章 理解促進に関する取組の推進	
1 障害についての理解促進	19
(1) 教職員の専門性及び資質の向上と特別支援教育コーディネーターの役割の明確化	
(2) 具体的な教職員の専門性及び資質の向上に係る取組	
(3) 特別支援教育コーディネーターの役割の明確化	
2 インクルーシブ教育についての理解促進	20
(1) 保護者・市民等に対する広報活動等の在り方について	
(2) 保護者・市民等に対する具体的な広報活動の在り方について	

■ 資料

■ おわりに

第一部

清瀬市特別支援教育推進計画について

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 第三次実施計画の成果と課題

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

この計画は、「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」の具現化を図るために、障害のある子供も障害のない子供も、共に生きる共生社会¹の実現を目指すために、通常の学級に在籍する発達障害等の子供も含めて、支援を必要とする全ての子供たちに対して全市立小・中学校で特別支援教育²を実施すること、その教育活動に全ての教員、保護者、児童・生徒が系統的、組織的、継続的に関わることを実現するための、3年間を見通す行政計画である。

本計画では、国の示すインクルーシブ教育システム³の理念に基づく合理的配慮の提供や基礎的環境整備等に対する教育委員会による課題の整理と児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図るための学校の取組、関係機関の取組など、これからの本市における特別支援教育推進体制の充実について総合的な視点から計画するものであり、児童・生徒等の将来の自立・社会参加に向けて、清瀬市としてその推進にあたるものである。

2 計画の位置付け

- (1) この計画は、「第4次清瀬市長期総合計画」⁴を踏まえた計画として位置付けられるものである。
- (2) この計画は、「第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン（平成37年度まで）」⁵の目標達成のための5つの柱における「学力を保証し健やかな心と体を育てます」を実現するための施策として位置付けられるものである。
- (3) この計画は、「清瀬市特別支援教育推進計画（第三次実施計画）評価・検討委員会報告書」（平成30年12月 清瀬市教育委員会）に基づき、これまで推進されてきた清瀬市における特別支援教育について見直し、策定したものである。また、この計画の基本的な理念や方針は、「清瀬市特別支援教育推進計画（第三次実施計画）」を引き継ぐものとする。
- (4) この計画は、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画（平成29年2月 東京都教育委員会）」に基づいて清瀬市における特別支援教育の推進に関する方向性を定めるものである。

¹ 共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。（「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会 平成24年）より）

² 特別支援教育

特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。

³ インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。（「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会 平成24年）より）

⁴ 清瀬市長期総合計画

市の目指すべき将来像を示し、これを実現するための長期的な計画を示したもので、基本構想、実施計画で構成されている。第4次清瀬市長期総合計画基本構想は、平成27年9月清瀬市議会で議決された。平成37年度を目標年度とし、3年ごとに見直しを図っていく実行計画を定め、平成28年度から開始する。

⁵ 清瀬市教育総合計画マスタープラン

清瀬市教育総合計画検討委員会の答申「活き活きと学びあう清瀬」を踏まえ、教育委員会事務局が実施計画を立案し、教育委員会で審議し決定したもの。清瀬市教育委員会が、市政の基本方針である「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」の視点に立ち、市民とともに考え歩んでいく行動指針。

- (5) この計画は、「障害者の権利に関する条約（平成 26 年 1 月批准）」⁶や「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」⁷に基づいて、清瀬市におけるインクルーシブ教育の推進に関する方向性を定めるものである。

3 計画の期間

「第四次実施計画」の期間は、平成 28 年度から概ね 10 年間の長期総合計画のうち、平成 31 年度から平成 34 年度とする。

計画区分	計画期間	計画の策定時期
第一次実施計画	平成 19 年度～平成 24 年度	平成 19 年 2 月
第二次実施計画	平成 25 年度～平成 27 年度	平成 25 年 2 月
第三次実施計画	平成 28 年度～平成 30 年度	平成 28 年 2 月
第四次実施計画	平成 31 年度～平成 34 年度	平成 31 年 2 月
第五次実施計画	平成 35 年度～平成 38 年度	平成 35 (2023) 年 2 月

第 2 章 第三次実施計画の成果と課題

1 教育委員会における取組の充実について

(1) 特別支援教育体制の整備

- ① 特別支援教室⁸の整備・充実と特別支援学級の指導力向上、通常の学級における特別支援教育体制の充実
- 小学校に設置する補習指導を重点においた「支援ルーム」では、入室から退室までの一連の手続きを明確にして、児童のつまずきに応じた指導を行うことができた。
 - 小学校特別支援教室は、市内全校において全校拠点型方式で開設することができた。また、中学校特別支援教室の開設に向けて、運営の手引きを作成するとともに、施設等の準備を行った。
 - 小学校特別支援教室と支援ルームにおける支援・指導内容を明確に区分けして、各学校で双方の役割を果たすことができた。
 - 小学校特別支援教室を全校拠点型方式としたことにより、児童の課題にきめ細かく対応した指導を行うことができた。今後は、学校ごとの児童数の違いに対応できる体制を検討していく。
 - 障害種別ごとの教育課程及び施設の区分けが明確となった。今後は、知的障害特別支援学級⁹における「教科等を合わせた指導」及び自閉症・情緒障害特別支援学級における「自立活動」の指導について、児童・生徒の実態に応じた指導を適切に行うことが課題である。

⁶ 障害者の権利に関する条約

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定している。その内容は、合理的配慮の否定を含む、障害に基づくあらゆる差別の禁止、障害者が社会に参加し、包容されることの促進、条約の実施を監視する枠組みの設置等が示されている。我が国は平成 26 年 1 月 20 日に締結し、2 月 19 日に本条約は我が国において効力を発生している。

⁷ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）

障害のある子供が障害のない子供と共に教育を受けるといふ障害者権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、障害者基本法の改正にも関わる制度改革の基本的方向性について示したものの、（中央教育審議会初等中等教育分科会 平成 24 年 7 月報告より）

⁸ 特別支援教室

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、個々のニーズに応じた適切な教育を行うために小・中学校に設置する教室のこと。本市では平成 24 年度に、全ての市立小学校に学習を中心とした困難さの解消を目的として指導を行う教室を設置し、〇〇ルームの名称を付けて専任の職員を配置している。一方、平成 28 年度より東京都では情緒障害通級等指導学級が、順次、特別支援教室（東京都型特別支援教室）に変更となり、特別な指導を行う教室を全ての公立小学校に設置することになった。本市では平成 30 年度より全ての小学校に設置され、平成 31 年度からは全ての中学校に特別支援教室が設置される。

⁹ 特別支援学級

小学校、中学校、高等学校および中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために置かれた学級のこと。学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の第 81 条に規定される。学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の第 81 条第 2 項本文には、「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。」と定められ、各号には、次の者が掲げられている。「知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの」

- 交流及び共同学習¹⁰の一層の充実を図るために、児童・生徒の実態に応じた指導計画の立案や指導方法の工夫を図ることが必要である。特に、自閉症・情緒障害特別支援学級において、通常の学級との交流及び共同学習について計画的に実施することが課題である。
- ② 指導及び支援の充実と継続性の強化
 - 就学支援シート¹¹の作成及び活用について、就学相談員等が就学前施設（保育所・幼稚園等）を訪問し助言等を行い、活用を促すことができた。
 - 就学前施設（保育所・幼稚園等）・小学校合同の研修会を毎年開催し、円滑な就学に向けた指導の在り方を学ぶとともに、就学支援シートの活用について情報共有が図られた。
 - 全ての市立小・中学校で特別な支援を必要とする児童・生徒の個別指導計画¹²を作成する取組が進んだ。
 - 東京都教育委員会が示す「個別の教育支援計画（学校生活支援シート）」¹³や「個別指導計画」については、特別支援教育コーディネーター¹⁴連絡協議会等において、作成するねらいや活用方法の周知を図ってきた。今後は、より効果的に活用できる書式の検討及び開発、実践事例の研究が必要である。
 - 保護者との連携を一層深め、個別の教育支援計画（学校生活支援シート）及び個別指導計画を基にした円滑な引き継ぎを行い、一貫した支援に活用することが必要である。
 - 特別支援教育巡回指導員¹⁵、就学相談員等による個別指導計画等の作成についての指導・助言を進めることが必要である。
 - 平成28年度より「清瀬市保・幼・小接続カリキュラム」を就学前施設（保育所・幼稚園等）や小学校に配布し、小学校では教育課程への位置付けを行ってきた。今後は、「清瀬市保・幼・小接続カリキュラム」を幼稚園教育要領の改訂に合わせて見直しを行い、保・幼・小のより円滑な接続を図る必要がある。
- ③ 相談体制の整備及び機能強化
 - 年2回の教育相談センターの学校訪問を実施し、学校の管理職と教育相談室の相談員が情報交換を行った。これにより、学校配置のスクールカウンセラーとの連携を深めることができた。
 - スクールソーシャルワーカー¹⁶の配置を計画的に進め、3名体制とすることができた。
 - 相談者の負担軽減を図るとともに、円滑な就学手続きのための相談体制を構築する必要がある。また、児童・生徒、保護者等に特別支援教育に関する正しい理解を促進する啓発資料等の開発が必要である。
 - 就学相談の件数が増加傾向にある。就学支援委員会や特別支援教室入室判定委員会の在り方や回数、実施時期等について、改善を図る必要がある。

¹⁰ 交流及び共同学習

教科や道徳、特別活動（学級活動、児童会又は生徒会活動、小学校のクラブ活動）、総合的な学習の時間において、当該児童・生徒が地域指定校の授業に参加し、「経験の拡充と相互理解」を図ること。地域指定校の児童・生徒が在籍校へ来て、当該児童・生徒の学級等で交流及び共同学習を行う形態もある。（「副籍ガイドブック」（東京都教育委員会 平成26年）より）

¹¹ 就学支援シート

就学が決定した後、幼稚園、保育所、療養機関等における子供たちの様子や指導・保育又は訓練の様子を小学校や特別支援学校小学部に、あるいは、小学校での様子を中学校や特別支援学校中学部に引き継ぎ、特別な支援が必要な子供の就学後の学校生活をより適切なものにしていくため作成するもの。

¹² 個別指導計画

児童・生徒の障害の状態に応じた最もふさわしい教育を保障するために、就学前の療育機関の職員や区市町村教育委員会の担当者、小学校や特別支援学校教員等の連携に基づいて作成する計画のこと。本計画作成支援のため、清瀬市では特別支援教育巡回指導員や清瀬特別支援学校特別支援教育コーディネーターが市立小・中学校を巡回指導している。

¹³ 個別の教育支援計画（学校生活支援シート）

教育、保険、医療、福祉、労働等の関係機関との連携に基づき、乳幼児期から学校卒業までの一貫性のある支援を目的として、LD（学習障害）等を含め障害のある児童・生徒一人一人のニーズに応じて作成される計画のこと。

¹⁴ 特別支援教育コーディネーター

特別な支援を要する児童・生徒やその保護者のために、学校内及び関係機関との連携・調整を行なう教職員のこと。清瀬市では、第一次実施計画期間中に、全ての市立小・中学校に設置された。

¹⁵ 特別支援教育巡回指導員

特別支援教育に関する専門的知識・技能を有し、学校でも職務経験があり、市立小・中学校を巡回して特別支援教育に関して教職員への指導を行う者のこと。

¹⁶ スクールソーシャルワーカー（SSW）

学校を拠点に、不登校や家庭内暴力など子供が抱える問題に対し、主に福祉的な視点から解決を図る。学校と家庭、地域の橋渡しをし、行政や病院など外部機関へのつなぎ役を果たすこともある。国家資格ではないが、教員免許や社会福祉士の資格を持つ人がなる場合が多い。約100年前に米国で生まれた仕組み。

- 就学相談・転学相談・特別支援教室等入室判定における個別の支援が必要なケースについては断続的な経過観察とフォロー相談の体制を強化することが必要である。
- 今後、益々増加する傾向にある特別支援教育のニーズに対応するため、「特別支援教育に関する指導・助言」、「学校、児童・生徒、保護者等の相談・支援」、「特別支援学級等の学務管理（就学に関する事務も含む。）、施設管理等を含めた事務」等の総合窓口としての教育支援係の設置（正規の事務職員が複数人必要）を含めて、現指導課教育相談係の組織の在り方を検討する必要がある。その上で、教育相談センターによる支援体制の強化を図ることが求められる。

2 関係機関における取組の充実に向けて

(1) 副籍制度¹⁷の充実

- 都立特別支援学校¹⁸に在籍する全ての児童・生徒が副籍をもつようになったことに伴い、就学相談においてその趣旨を確実に定着させる、児童・生徒の実態に応じた交流を実施できた。
- 都立特別支援学校との連携を深め、間接的交流¹⁹において、お便りシートを添付するなどの工夫が図られた。直接交流では、市立小学校において体験学習を通じて児童同士の交流を図ることができた。
- 小・中学校から、副籍児童・生徒に対するより積極的なアプローチを行うとともに、無理のない交流活動を継続していくことが望まれる。（都立特別支援学校と市立中学校との作品交流の実施等）

(2) 専門家チーム²⁰による学校支援について

① 巡回相談等専門家及び人的支援による学校支援の在り方について

- 特別支援教育巡回指導員を中心に、各校への指導・助言の機能を強化した。
- 特別支援教育巡回指導員等が校内委員会に参加し、校内委員会²¹の機能強化を図った。
- 教育相談室相談員は、指導主事が各校へ「学校生活支援シート」の作成・活用に係る留意事項等について指導・助言する際に、より具体的な指導・助言となるよう指導主事と連携することが必要である。

(3) 理解促進の取組

① 保護者・市民等に対する広報活動等の在り方

- 小・中学校の特別支援教室設置説明会に多くの保護者の参加があるなど、市の特別支援教育に関する施策が保護者、市民等に着実に理解されつつある。
- 特別支援教育の理念や本市における特別支援教育の進め方について、市報を活用するなどして、保護者・市民への理解促進を更に図ることが必要である。

¹⁷ 副籍制度

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒やその保護者と地域との継続的な関係を維持するため、居住地域の小・中学校に副次的に籍を置くこと。（「副籍ガイドブック」（東京都教育委員会 平成26年）より）

¹⁸ 特別支援学校

学校教育法に基づき、特別な支援が必要な者に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難の改善等に関する指導を行うために都道府県が設置する学校。特別支援学校に就学すべき障害の程度は、学校教育法施行令第22条の3に定められている。地域の特別支援教育のセンター的役割を担う。（「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」（東京都教育委員会 平成29年）より）

¹⁹ 「間接的交流」と「直接的交流」（「副籍ガイドブック」（東京都教育委員会 平成26年）より）

「間接的交流」……地域指定校の教育活動を知り、同年代の児童・生徒の学校での様子や居住する地域の情報を知ることがをねらいとした「学校だよりの交換」、より詳細に地域指定校の教育活動や地域の状況について知らせることをねらう「学年だよりの学校行事等の案内の交換、地域行事等の案内の送付」、当該児童・生徒と地域指定校の児童・生徒がさらに相互理解を進めることをねらう「作品や手紙、ビデオレター等の交換」を実施し交流を進めること。

「直接的交流」……児童・生徒の実態や指導上の必要性及び地域指定校の状況を踏まえ、当該児童・生徒が地域指定校の学校行事やPTA行事等に参加すること。

²⁰ 専門家チーム

小・中学校、高等学校等からの申し出に応じて、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等か否かの判断と、対象となる児童・生徒等への望ましい教育的対応について、専門的な意見の提示や助言を行う。LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等ではないと判断された場合、あるいは他の障害を併せ有するような場合にも、どのような障害あるいは困難さを有する児童・生徒等であるかを示し、望ましい教育的対応について専門的な意見を述べることを期待される。

²¹ 校内委員会

特別な支援を要する児童・生徒やその保護者に対し、個々のニーズに応じた適切な教育や支援を行なうことを目的として小・中学校に設置する委員会のこと。

- 保護者対象の研修会やリーフレット、教育委員会ホームページ等による広報活動を一層充実させ、特別支援教育についての理解促進を図ることが必要である。

3 学校における取組の充実に向けて

(1) 学校における総合的な教育体制

① 教職員の専門性の向上と特別支援教育コーディネーターの役割の明確化

- 特別支援学級設置校長連絡会において、特別支援学級の現状や課題について特別支援学級設置校長と教育委員会事務局とで情報共有を図り、特別支援学級における教育活動の充実を図った。
- 全ての小・中学校で特別支援教育コーディネーターを複数配置し、校内委員会の円滑な実施など、校内における特別支援教育の充実を図った。
- 特別支援教育コーディネーターの経験や能力に応じた研修を実施した。
- 市の若手教員育成研修において、特別支援教育をテーマとした講座を実施し、特別支援教育に対する教員の理解を深めた。
- 特別研修会において、特別支援教育に関する講座を実施し、特別な配慮を要する児童・生徒、保護者等への対応に関する理解を深めた。
- 都立清瀬特別支援学校との共催による三市合同研修会を研修体系に位置付け、計画的に開催した。
- 今後も、職層や経験年数に応じて特別支援教育に関する研修を実施し、教員の専門性の向上、保護者等への理解促進、特別支援学級等の学務管理、施設管理等を含めた事務等、多岐にわたる研修が必要である。
- 特別支援教育コーディネーターの役割及び校内における支援体制について、保護者に向けた積極的な理解促進を図る必要がある。
- 特別支援教育コーディネーターの育成については、市が実施する研修の内容を充実させるとともに、校内におけるOJTによる資質・向上を図ることが必要である。

② 校内委員会の充実

- 特別支援教室への入室²²について検討等を行うことにより、校内委員会の位置付け及び役割が明確となり、各校での取組が活性化された。
- 校内委員会において、特別支援教育巡回指導員や外部の専門家、専門機関の参画についてのニーズが高まっている。

²² 特別支援教室への入室

特別支援教室の対象となる児童・生徒は、「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」（平成18年3月31日付17文科初第1178号）により規定されている、通常の学級に在籍する知的障害のない発達障害又は情緒障害であり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の生徒が対象であり、これまでの通級指導と同様である。

なお、知的障害のある発達障害の生徒は対象とはならず、障害の程度に応じて特別支援学校や小学校に設置された特別支援学級で知的障害教育を受けることにより、将来の自立と社会参加を目指す。

・「自閉症スペクトラム（ASD:Autistic Spectrum(Disorder)）」A. 多くの状況を通じた社会的コミュニケーションと社会的相互作用の持続的な障害、B. 行動・関心・活動における固定的・反復的なパターン、これら症状が発達初期に樽斬死、症状は現在の機能で社会的、職業的、あるいは他の重要な領域において臨床的に重要な障害を引き起こすもの。

・「学習障害(LD:Learning Disabilities)」全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す様々な状態を指す。原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や環境的な要因が直接の原因となるものではない。

・「注意欠陥多動性障害（ADHD:Attention-Deficit/Hyperactivity disorder）」年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業に支障をきたすものである。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。（「中学校における特別支援教室の導入ガイドライン」（東京都教育委員会 平成30年）より）

第二部

第四次実施計画の具体的な展開

第1章 清瀬市の方針と実態

第2章 教育委員会における取組の充実に向けて

第3章 学校における取組の充実に向けて

第4章 関係機関における取組の充実に向けて

第5章 理解促進に関する取組の推進

清瀬市の特別支援教育(第四次実施計画の重点)

- 1 清瀬市では、特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、系統性のある一貫した支援を行います。
- 2 清瀬市では、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた教育を推進します。
- 3 清瀬市では、多様な教育的ニーズに応えるため、支援体制を整え、子供たちの能力や可能性を伸ばします。

第1章 清瀬市の方針と実態

1 清瀬市における特別支援教育の理念及び方針

この計画は、「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書(最終報告)」(平成19年2月)、「清瀬市特別支援教育推進計画(第二次実施計画)」(平成25年2月)、「清瀬市特別支援教育推進計画(第三次実施計画)」(平成28年3月)等により、これまで推進されてきた清瀬市における特別支援教育について見直し、策定したものである。また、この計画の基本的な理念や方針は、「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書(最終報告)」及び「清瀬市特別支援教育推進計画(第二次実施計画)」、「清瀬市特別支援教育推進計画(第三次実施計画)」を引き継ぐものとする。

(1) 理念及び方針

特別支援教育とは、障害のある子供たちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を最大限発揮させ、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。これまで清瀬市では、障害のある子供たち一人一人が、生涯に渡って、地域の一員として、社会的に自立した生活を送るために必要な「生きる力」を培うことを目指して、幼児・児童・生徒が生活する環境の整備や教育内容、指導方法の充実を図るよう、その能力及び可能性等を伸ばさせる特別支援教育を実践してきた。

今後も清瀬市では、共生社会の実現を目指したインクルーシブ教育システムの構築を図るとともに、子供たち一人一人の教育的ニーズに対応することのできる特別支援教育を一層推進する必要があると考え、以下のことを清瀬市における特別支援教育を推進するための理念及び方針として掲げ、「清瀬市特別支援教育推進計画(第四次実施計画)」を立案し実施する。

① 清瀬市における特別支援教育の理念

特別な支援を必要とする全ての子供たちが、自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加のための基盤となる「生きる力」を培うため、特別支援教育を取り巻く様々な情勢を踏まえて、個別の教育的ニーズを把握し、必要な教育的指導、支援を系統的、組織的、継続的に行い、特別支援教育の改善・充実を図っていく。

また、清瀬市における特別支援教育は、障害の有無に関わらず、個々の違いを認め、全ての子供たちが生き生きと活躍できる共生社会の形成に資するため、個別の教育的ニーズに応え、子供たちの能力や可能性を伸ばす多様で柔軟な特別支援教育を展開する。

② 清瀬市における特別支援教育の方針(第四次実施計画)

ア ユニバーサルデザイン²³の視点を取り入れた教育活動の推進

障害の有無に関わらず、個別の教育的ニーズのある子供たちに対して、自立と社会参加を見据えて、個別の教育的ニーズに最も応えることのできる多様で柔軟な教育を展開する。

イ 特別支援学級における指導の充実

児童・生徒の特別な教育的ニーズに対応するため、学校及び関係諸機関が連携・協働し、学校段階を越えた系統性のある一貫した特別支援教育体制を整備する。

²³ ユニバーサルデザイン(UD)

障害者の権利に関する条約第2条の中に、「ユニバーサルデザインは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用できる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう」と明示されている。UDはアメリカの建築家ロナルド・メイスによって提唱された理念で7原則の概念が提案されている。アメリカのCenter for Applied Special Technologyが提案している「学びのユニバーサルデザイン」では、教師が学習者に対して(1)情報や知識を得て理解するための多様な提示方法を駆使、

(2)児童・生徒が理解したことを表現するための多様な表現方法を駆使、(3)学習への興味ややる気を持続して課題に取り組むための多様な参加の方法の駆使と3原則をあげ、教師が学習者の様々なニーズに合わせた多様なアプローチを用意することの重要性を提案している。(LD・ADHD等関連用語集【第3版】一般社団法人日本LD学会編)

ウ 特別支援教室における指導の充実

障害の重度・重複化・多様化に対応し、知的な遅れのない学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症スペクトラム等を含む障害のある子供の個に応じた指導を充実させる。

エ 就学前施設（保育所・幼稚園等）・小学校・中学校及び家庭、関係諸機関の連携・協働の推進

子供たちの個別の教育的ニーズに対応するため、学校等及び家庭、関係諸機関が連携・協働し、地域の実情に応じた一貫した特別支援教育体制を整備する。

オ 就学前施設（保育所・幼稚園等）・小学校・中学校における指導の専門性の向上

子供たちの個別の教育的ニーズに応じた指導を充実するため、学校等における指導内容・指導方法の充実を図るとともに、教員等の専門性の向上を図る。

カ 教育環境の整備・充実

子供たちの多様な教育的ニーズに対応するために、教育環境の整備を推進する。

(2) 現状と課題

① 現状

ア 清瀬市の特別支援学級の概要（学級数、児童・生徒数等）

表1 設置状況（平成30年12月1日現在）

学校名	学級名	設置方法	知的障害学級		自閉症・情緒障害学級		合計
清瀬小学校	ひばり学級	固定	3学級	25名	1学級	4名	29名
清瀬第七小学校	けやき・ひのき学級	固定	4学級	27名	1学級	4名	31名
清瀬中学校	1組	固定	4学級	27名	3学級	18名	45名

※ 清瀬小学校 ひばり学級（知）・ひばり学級（情）
 清瀬第七小学校 けやき学級（知）・ひのき学級（情）
 清瀬中学校 1組（知）・1組（情）

イ 清瀬市の特別支援教室の概要（児童数等）

表2 設置状況（平成30年12月1日現在）

学校名	教室名	設置方法	児童数						合計
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	
清瀬小学校	きらり教室	拠点校	3	5	3	6	7	3	27
芝山小学校	きらり教室	拠点校	2	6	8	4	4	4	28
清瀬第三小学校	きらり教室	拠点校	4	5	8	8	9	8	42
清瀬第四小学校	きらり教室	拠点校	3	2	3	4	4	2	18
清瀬第六小学校	きらり教室	拠点校	2	8	11	5	1	5	32
清瀬第七小学校	きらり教室	拠点校	0	6	2	2	7	3	20
清瀬第八小学校	きらり教室	拠点校	2	4	2	3	2	4	17
清瀬第十小学校	きらり教室	拠点校	1	7	3	4	1	5	21
清明小学校	きらり教室	拠点校	5	2	7	9	7	4	34
合計			22	45	47	45	42	38	239

※ 清瀬第八小学校通級指導学級²⁴「くぬぎ学級」は平成29年3月末に閉級。

② 課題

ア 特別支援教育の推進に係る課題

教育現場において、特別支援教育は、特別な支援を必要とする障害のある子供たちへの教育であるという考えが根強く残っている。全ての子供たちにとって、参加しやすい環境をつくり、全ての子供たちにとって分かりやすい保育・指導を行うというユニバーサルデザインの視点を取り入れた保育・指導の工夫改善が必要である。

²⁴ 通級指導学級

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い子供が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場（通級指導学級）で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、情緒障害、弱視、難聴等である。本市では、自閉症・情緒障害通級指導学級を清瀬第八小学校に設置していた。（「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）」（清瀬市教育委員会 平成19年）より）

イ 特別支援学級における指導の充実に係る課題

本市では、知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級が同一校内で併設されている。こうした状況を踏まえ、障害の特性に応じた適正な教育課程の編成や施設設備の工夫を図る必要がある。障害特性及び発達段階に応じた指導を更に推進していくため、学校の指導の専門性や教員等の資質・専門性の向上を図ることが必要である。

ウ 特別支援教室における指導の充実に係る課題

本市では、平成30年度から全公立小学校において、特別支援教室を導入した。導入に当たって都内では本市と他1区のみとなる全校拠点型方式を採用した。また、平成31年度から全公立中学校において東京都型特別支援教室制度（巡回型方式）を導入する。これらの特別支援教室の指導内容及び施設設備の調整を図り、円滑に実施するための取組が必要である。特に在籍学級の教員及び特別支援教室担当教員の指導の専門性を高めることが必要である。

加えて、特別支援教室等における入・退室判定の基準についての理解を深める必要がある。

エ 就学前施設（保育所・幼稚園等）・小学校・中学校及び家庭、関係諸機関の連携・協働に係る課題

子供たちの個別の教育的ニーズに対応するため、「就学支援シート」や「個別的教育支援計画（学校生活支援シート）」、「個別指導計画」等の活用を図り、学校等及び家庭、関係諸機関が連携・協働し、地域の実情に応じた一貫した特別支援教育体制を整備する必要がある。

オ 就学前施設（保育所・幼稚園等）・小学校・中学校における指導の専門性の向上に係る課題

「障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律」²⁵の施行に伴い、これまで取り組んできた特別支援教育の取組を一層強化するとともに、全市的に障害を理由とする差別の禁止の徹底を図る。今後、東京都が示す予定である対応方針を踏まえて、合理的配慮の理解や本人・保護者との合意形成を図るための具体的方策についての研修を実施するなどして、全教職員が専門性を向上させることが必要である。

③ 評価

本計画が4か年計画であることを鑑みて、1年間ごとの形成的評価を進めることにより、清瀬市の実態やニーズの変化及び国や東京都の動向等に適切に対応した計画となるように適宜修正を加えていくことが必要である。

ア 本計画の検証と評価の在り方

- i 特別支援学級設置校長連絡会等の機能を活用し、本計画の進捗状況に関する確認を随時行うとともに、確認した内容については定例校長会等を通じて随時報告する。
- ii 本計画の検証・評価及び内容の修正については、特別支援教育に関する学識経験者からの知見を得ながら進めることに努める。
- iii 教育委員会事務局は、検証・評価結果を基に本計画を修正した場合、その都度教育長へ報告するものとする。
- iv 教育委員会事務局は、教育長決裁のもと、修正された本計画を次年度計画として推進する。

イ 平成31年度以降の本市における特別支援教育を推進するための計画を立案する。

- i 本計画検討委員会を「平成31年度以降の推進計画検討委員会」として機能させることを視野に入れ、平成31年度以降の推進計画を検討する組織を立ち上げる。
- ii 平成34年度に、平成35年度以降の推進計画立案に係る検討を実施し、第五次実施計画として制定する。

²⁵ 障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）

「障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でないものと等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。」

本法律が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、「障害を理由とした不当な差別的取り扱いの禁止」及び「合理的配慮の不提供」が法的義務として課された。なお、「合理的配慮」とは本人及び保護者等の申し出により適用される「理にかなった調整・変更」であり、個人に対して個別の場面で提供される配慮事項である。合理的配慮の提供にあたっては、提供者にとって「均衡を失った過度の負担を課さない」場合に提供されるものであり、本人及び保護者等の申し出に対して提供が困難な場合には、代替の手段について考慮し、合意形成を図る必要がある。

第2章 教育委員会における取組の充実に向けて

1 特別支援教育体制の整備

(1) 特別支援学級の指導力向上について

① 特別支援学級の具体的な在り方

ア 障害種別に応じた効果的な指導の在り方を研究する。

【知的障害特別支援学級】

i 発達段階に応じた「各教科等を合わせた指導」の指導内容・指導方法の改善

各教科等における指導は基より、「各教科等を合わせた指導」について、日常生活における諸活動との関連や各教科等との関連を明確にし、教育課程に明確に位置付けるとともに、実態に基づいた指導計画の作成を行う。

ii 障害特性や発達段階に応じた自立活動の指導の在り方についての研究

障害特性や発達段階に応じた自立活動の指導の在り方について、特別支援学級研修会において清瀬市教育研究会と連携を図りながら研究を行い、その成果を教育課程に明確に位置付ける。

【自閉症・情緒障害特別支援学級】

iii 「自立活動」の指導内容・指導方法の改善

「自立活動」の指導内容を改善するための研究を行う。

iv 進路等を見据え、自己実現を果たすためのキャリア発達の推進

就学前教育段階から義務教育終了後の進路等を見据え、自己実現を果たすためのキャリア発達の推進を図るために、特別支援学校高等部等の指導方法を学ぶ場として、都立清瀬特別支援学校との共催による三市合同研修会を研修体系に位置付ける。

イ 特別支援学級の新規開設

特別支援学級に通う児童・生徒数が年々増加するなど、特別支援教育に対するニーズは益々増えている。こうした状況に対応できるよう、特別支援学級の新たな設置を検討する。

i 小学校特別支援学級の新規開設

小学校の特別支援学級（知的障害学級・自閉症・情緒障害学級）の児童数増加に対応するため、市東部に特別支援学級を新たに開設することを検討し、平成 32（2020）年度に開設する。

ii 中学校特別支援学級の新規開設

中学校の特別支援学級（知的障害学級・自閉症・情緒障害学級）の生徒数増加に対応するため、市南部に特別支援学級を新たに開設することを検討し、平成 33（2021）年度に開設する。

(2) 特別支援教室の整備・充実

① 特別支援教室の整備状況

特別支援教室とは、教員が巡回することによって、通常の学級に在籍する発達障害等（自閉症、注意欠陥多動性障害、学習障害等）のある児童・生徒に対して通級指導学級で行ってきた特別な指導を、在籍校で受けられるようにする仕組みである。特別支援教室では、一部「特別な指導」を必要とする児童・生徒に対し、在籍校において障害の状態に応じて「自立活動」を行うこととしている。

特別支援教室は、学校教育法施行規則第 140 条に基づく、特別の教育課程（通級による指導）の一形態として位置付けられている。

② 清瀬市型小学校特別支援教室

ア 清瀬市型特別支援教室について

清瀬市型特別支援教室とは、東京都が計画していた特別支援教室（拠点校に正規の教員を配置し、教員が各学校の特別支援教室を巡回する形〔拠点・巡回方式〕）を発展させ、清瀬市立小学校 9 校全ての特別支援教室に、正規の教員を配置する形〔全校拠点方式〕のことである。

イ 清瀬市立小学校特別支援教室の通称名について

清瀬市立小学校特別支援教室の通称名を「きらり」とする。

※ 本市固有の「支援ルーム」（各小学校に設置）には、各小学校で「ひまわりルーム」「そよかぜルーム」のような通称名が定着しており、特別支援教室にも同様に通称名が必要と考えた。

※ 特別支援教室と本市固有の「支援ルーム」

清瀬市では、「清瀬市特別支援教育推進計画（第二次実施計画）」（平成 25 年 3 月）に基づき、本市固

有の「支援ルーム」での指導を独自の取組として実施してきた。平成30年度から市内全小学校に特別支援教室を設置したことに伴い、特別支援教室と「支援ルーム」の運用について検討し、その運用について共通項目を設定するなど、指導内容についての明確化を図った。現在、特別支援教室では発達障害教育を、「支援ルーム」では主に学習のつまづき等に対する支援を行っている。

エ 「3校グループ」について

小学校9校を近隣の3校ごとにグループとして編成して、「3校グループ」とする。

「3校グループ」では、特別支援教室教員による連絡協議会等を通して、情報の共有や研修等を行い、相互に連携して各校における「特別支援教室・きらり」の指導の充実を図っている。「3校グループ」の拠点校は、年度開始時にグループ内で入室数が最も多い学校としている。

※ 「3校グループ」(平成30年12月1日現在)

- ① 清瀬第八小学校・清瀬第十小学校・清明小学校(拠点校)
- ② 清瀬小学校・芝山小学校(拠点校)・清瀬第四小学校
- ③ 清瀬第三小学校(拠点校)・清瀬第六小学校・清瀬第七小学校

※ 「3校グループ」に1名のグループ主任を配置する。

グループ主任は、教員間のOJTや小集団指導などで複数の教員が必要な場合などの時には、連携して指導に当たるなど「3校グループ」で連携した指導体制を整備する。

※ グループ主任の役割等は、以下に示す通りとする。

- ・ グループ連絡会を月ごとに設定し、情報共有を図るとともに指導の連携を図る。
- ・ グループ連絡会の進行役を務める。
- ・ 特別支援教室入退室判定会(拡大校内委員会)に判定委員として参加する。

③ 中学校特別支援教室

ア 中学校特別支援教室について

東京都が計画していた特別支援教室(拠点校に正規の教員を配置し、教員が各学校の特別支援教室を巡回する「拠点・巡回方式」)とする。

イ 清瀬市立中学校特別支援教室の通称名

清瀬市内の中学校特別支援教室の通称名を「サポートルーム」とする。

④ 特別支援教室の対象となる児童・生徒の基準の明確化

ア 国が規定する障害の種類・程度

特別支援教室の対象となる児童・生徒は、「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について(通知)」(平成18年3月31日付17文科初第1178号)により規定されている。通常の学級に在籍する知的障害のない発達障害又は情緒障害であり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の児童・生徒が対象であり、これまでの通級指導と同様である。なお、原則、知的障害のある発達障害の児童・生徒は対象とならず、障害の程度に応じて特別支援学校や小・中学校に設置された特別支援学級で知的障害教育を受けることにより、将来の自立と社会参加を目指す。

※ 教育課程について

特別支援教室への通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童・生徒に対して、当該児童・生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う教育課程である。通級による指導の教育課程の編成は、小・中学校の教育課程の編成に関する規定を基本としながら、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するという目的で編成する必要がある。

※ 特別支援教室への通級による指導の対象となる者

学校教育法施行規則第140条各号の一に該当し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の児童・生徒が対象である。(特別支援学級の児童・生徒を除く)

なお、通常の学級での学習におおむね参加していることが前提となることから、適応指導教室(フレンドルーム)を利用している児童・生徒は、原則、通級による指導の対象とならない。

※ 特別支援教室の入退室判定について

特別支援教室の入退室判定の基準を明確にするために、校内委員会の機能強化を図るとともに、校内委員会から入退室判定会への情報共有を円滑に行なうための相談体制の整備を行う必要がある。

また、入退室判定会に、専門家として医師等を派遣し、より信頼性の高い判定を行えるよう、実施方法等の工夫・改善が必要である。

さらに、特別支援教室と「支援ルーム」の入退室判定基準についても明確にしていく必要がある。

⑤ 特別な指導の標準指導時間

特別支援教室で実施する指導の時間は、「学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）」（平成18年3月31日付17文科初第1177号）で示されており、年間35単位時間から280単位時間までが標準である。ただし、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、月1単位時間程度の指導でも十分な教育的効果が認められる場合があることから、年間10単位時間から280単位時間までとなっている。

【表 特別支援教室が対象とする障害の種類・程度及び標準指導時間】

障害の種類	障害の程度	標準指導時間
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	年間35～280 単位時間 (週1～8単位 時間程度)
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	年間10～280 単位時間 (月1～週8単位 時間程度)
注意欠陥 多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の程度に支障を来すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	

※ 障害の種類・程度は、平成18年3月31日付17文科初第1178号「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」による。

※ 標準指導時間は、平成18年3月31日付17文科初第1177号「学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）」による。

(3) 特別支援教室の支援体制の強化

① 小学校特別支援教室教員について

清瀬市では特別支援教室専任の教員のことを「特別支援教室教員」と呼び、この特別支援教室教員を各小学校の特別支援教室に最低でも一人ずつ配置することとする。特別支援教室教員の所属校では、特別支援教室の全般的な業務に加えて校内の分掌等、所属長が定めた業務を他の教員と同様に行う。また、兼務発令をし、所属校以外でも指導が行えることとする。特別支援教室教員は、特別支援教室の入退室に係る判定会等、特別支援教室に関する業務を担当することが多いため、特別支援教育コーディネーターを担うことが望ましい。

② 中学校特別支援教室教員について

清瀬市では特別支援教室専任の教員（巡回指導教員）のことを「特別支援教室教員」と呼び、この特別支援教室教員を拠点校（清瀬第五中学校）に配置することとする。特別支援教室教員の所属校では、特別支援教室の全般的な業務に加えて校内の分掌等、所属長が定めた業務を他の教員と同様に行う。また、清瀬市教育委員会の兼務発令により、所属校以外でも指導が行えることとする。特別支援教室教員は、特別支援教室の入退室に係る判定会等、特別支援教室に関する業務を担当することが多いため、特別支援教育コーディネーターを担うことが望ましい。

③ 特別支援教育巡回相談員（心理士等²⁶）の巡回について

特別支援教育巡回相談員は、市内公立学校で対象児童・生徒が必要とする特別な指導が受けられるようにするため、対象児童・生徒が抱える困難さを的確に把握し、その困難さに対応した専門的な指導を実施するための助言を行う役割を担うものである。1校につき年間40時間を上限とし、特別支援教室で指導を受ける児童・生徒や特別支援教室での指導が望ましい児童・生徒に対する指導・助言などを専門的見地から行う。

²⁶ 心理士等

「公認心理師（国家資格）」、「臨床心理士」、「臨床発達心理士」、「特別支援教育士」、「学校心理士」のいずれかの資格所持者であり、特別支援教室設置校を巡回する。いずれも発達に関わる専門家であり、児童・生徒の行動観察を行い、障害の状態を把握したり、特別支援学級担当教員、特別支援教室担当教員、在籍学級担任等に指導上の配慮について助言する。

特別支援教育巡回相談員が担当する業務は以下のとおりである。

- ア 発達障害の可能性のある児童・生徒の障害の状態を把握し、特別な指導の必要性について助言する。
- イ 校内委員会での検討に必要な資料の作成や助言をする。
- ウ 在籍学級担任が保護者に対して支援の開始等について説明する際に、必要に応じて専門的な見地から意見を述べる。
- エ 「個別の教育支援計画（学校生活支援シート）」、「個別指導計画」の作成に当たって、在籍学級担任や特別支援教室教員に対し助言を行う。
- オ 児童・生徒の状況を観察し、特別支援教室教員や在籍学級担任に必要な助言を行う。
- カ 児童・生徒の抱える困難さの改善状況を把握し、校内委員会等に報告し、特別支援教室での指導の終了に関して助言する。
- キ 指導の対象となる児童・生徒の有無に関わらず、各学級の授業を観察し、特別な支援が必要な児童等の指導に関し在籍学級担任に対し、必要な助言や支援を行う。
- ク 特別支援教室の入退室の判定会に出席して、当該児童・生徒について、専門的見地から意見を述べる。

④ 特別支援教室専門員（都非常勤職員）の配置について

特別支援教室専門員は、特別支援教室教員等と連携して特別支援教室の円滑な運営に必要な業務を行う。特別支援教室を設置している市内全学校で、それぞれ1校につき1人を配置し、年間192日（1日あたり7時間45分、指導補助時間は、週当たりの目安を13～18時間とする）の勤務に当たる。月別の勤務日の割り振り及び勤務時間は配属先の校長が定める。

特別支援教室専門員が担当する業務は以下のとおりである。

- ア 特別支援教室教員及び学級担任の指示に基づく、児童に対する学習支援に関する業務
- イ 児童・生徒が特別支援教室で指導を受ける時間割と在籍学級の時間割等の調整に関する業務
- ウ 特別支援教室教員及び心理士等との連絡・調整に関する業務
- エ 特別支援教室での指導内容に応じて使用する教室や教具の調整に関する業務
- オ 特別支援教室教員の指示に基づき、個別の課題に応じた教材を作製する業務
- カ 在籍児童・生徒の行動観察及び指導の記録の作成、報告に関する業務
- キ その他、東京都教育委員会が特に必要と認める業務

⑤ 特別支援教育コーディネーターについて

特別支援教育コーディネーターは、特別支援教室の入退室に係る校内委員会や判定会の運営、特別支援教室教員（巡回指導教員）や特別支援教育巡回相談員・心理士等の巡回の日程調整、当日の業務の調整等、特別支援教室の運営に必要な業務を行う。

特別支援教育コーディネーターが担当する業務は以下のとおりである。

- ア 特別支援教育の充実に向けた理解促進
- イ 特に配慮を要する児童・生徒への支援
- ウ 特別支援教室教員と在籍学級担任との円滑な調整
- エ 校内委員会への参加
- オ 特別支援教室の入退室に関する資料作成の進行管理業務
- カ 心理士等の巡回の日程や当日の業務内容の調整に関する業務
- キ その他、校長が特に必要と認める業務

⑥ スクールカウンセラーについて

スクールカウンセラーは、勤務の範囲内であれば特別支援教室入退室判定会に判定委員の一人として参加し、専門的見地から意見を述べる。

(4) 一貫した支援体制の強化

① 就学前施設（保育所・幼稚園等）・小学校・中学校及び家庭、関係諸機関の連携・協働について

子供たちの個別の教育的ニーズに対応するため、「就学支援シート」や「個別の教育支援計画（学校生活支援シート）」、「個別指導計画」等の作成・活用の推進を図り、学校等及び家庭、関係諸機関が連携・協働し、地域の実情に応じた一貫した特別支援教育体制を整備する。

② 指導及び支援の充実と継続性の強化

現在、特別支援学級に在籍する児童・生徒に対する個別の教育支援計画（学校生活支援シート）及び個別指導計画の作成率は100%となっている。今後、特別支援学級においては、個別の教育支援計画（学校生活

支援シート)及び個別指導計画に基づく指導・支援を確実に行ない、一貫した指導を担保するための支援ツールとして各種計画の一層効果的な活用を進める必要がある。また、特別支援教室に在籍する児童・生徒においても、同様である。

就学前施設(保育所・幼稚園等)との支援の引き継ぎについては「就学支援シート」が幼児たちの情報を集約する貴重なツールとなっている。乳幼児期の就学前期間に療育機関を利用している幼児(教育、保健、医療、福祉の各機関で作成することが必要と判断した幼児)については、必ず就学支援シートを作成することとして、その推進を図っている。現在、本市では市内の就学前の全ての幼児に対して就学支援シートを配布し、その回収率はおよそ50%となっており、支援を引き継ぐためのツールとしての認知が高まっている。

今後は、教育委員会と「保育園長会」、「幼稚園長会」において保育所児童保育要録、幼稚園幼児指導要録との整合性について十分に協議を図りながら、就学支援シートの作成及び活用の在り方に付いて改めて検証していくことが必要である。また、就学支援シートによる情報提供を受ける小学校側では本シートの情報及び「清瀬市保・幼・小接続カリキュラム」等を十分に活用し、幼児が円滑に小学校生活に移行できるための体制を整備することが必要である。

また、「障害者の権利に関する条約」の批准に伴う各種の法令改正等に対応し、通常の学級に在籍する児童・生徒にあっても、特別な支援を必要と予見された子供がいる場合は、校内委員会の判断の下、個別の教育支援計画(学校生活支援シート)及び個別指導計画の作成、活用、評価を確実にを行い、実態に応じた指導内容・指導方法を明確にし、そのもてる力を十分に伸ばすことが重要となる。今後、医療や福祉、心理等の専門機関との協働による支援体制を引き継いでいくためにも、個別の教育支援計画等を十分に活用し、生活全般にわたる支援を明確にし、各機関が連携した支援を継続的に行っていくことが求められる。

③ 就学支援シート、個別の教育支援計画(学校生活支援シート)及び個別指導計画の具体的な活用の在り方
ア 就学支援シート、個別の教育支援計画(学校生活支援シート)の活用について

特別支援教育コーディネーター連絡協議会等を通じて、本市の実態に合わせた清瀬市版就学支援シート、学校生活支援シートの活用を進める。

イ 個別指導計画の活用について

特別支援学級における活用事例を検証し、特別支援教育コーディネーター連絡協議会等を通じて、特別支援学級や特別支援教室、支援ルーム、特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍する全ての学級において、その作成及び活用を促進する。個別指導計画の様式については、東京都教育委員会が示す書式を参考としながら、特別支援教育コーディネーター連絡協議会等を通じて本市独自の清瀬市版個別指導計画としての書式を作成し、その活用方法について検討する。

④ その他の充実

ア 保・幼・小連携の充実

i 就学支援シートについて

個別の教育支援計画(学校生活支援シート)及び個別指導計画への引き継ぎが円滑に行なわれるよう、特別な支援が必要となる児童については、各学校に対して教育委員会事務局による作成支援を行う。

ii 就学支援シートの活用について

必要に応じて就学相談員、特別支援教育巡回相談員、指導主事等が各園において、保護者向けの説明会や保・幼・小合同研修会を開催する。

iii 「清瀬市保・幼・小接続カリキュラム」の実践

市内全ての就学前教育機関と小学校において、全面的に実施し、小学校への円滑な就学につなげる。

iv 保・幼・小合同研修会において、「清瀬市保・幼・小接続カリキュラム」の内容を確認するとともに、この接続カリキュラムに示す「アプローチカリキュラム」の実施を就学前施設(保育所・幼稚園等)に依頼する。また、小学校においては、就学前施設(保育所・幼稚園等)の指導内容や指導形態等の違いによる幼児の育ちの違いについて十分に理解を深め、全ての幼児の育ちに対応した受け入れ体制を構築する。

v 小学校では、教育課程に「スタートカリキュラム」の内容を確実に位置付け、「アプローチカリキュラム」を受けた指導を確実に実施する。

イ 学校における支援の充実

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、合理的配慮の提供が法的義務となっていることを鑑み、学級経営補助員制度の在り方について検討する。また、学校における特別支援教育及びその他の教育課題の改善・解決など、包括的な視点に立った支援の在り方の検討を進める。

(5) 相談体制の整備及び機能強化

① 相談体制の整備

ア 教育支援係の設置

年々増加傾向にある特別支援教育に対するニーズに対応できるよう、「教育支援係」の設置に向けた準備を行う。教育支援係は、教育相談センターに関する業務を所管するとともに、清瀬市立小・中学校に設置している「特別支援教室」、「特別支援学級」、「支援ルーム」への指導・助言、就学・転学・通室に係る相談及び事務、教員研修、施設・設備の管理等に関する業務などを所管する。平成 32（2020）年度の設置を目途に準備を行い、平成 35（2023）年度からの本計画「第五次実施計画」のスタートに合わせて「教育支援課」として課の設置準備を進めることとする。

イ 教育相談センターの機能強化（平成 33（2021）年度「教育総合支援センター」開設に向けた検討）

新規の教育相談や就学相談の件数増に備えた体制づくりや、適応指導教室における個別学習の実施、適応指導教室指導員のスキルアップを目指した研修会の実施、教育相談室・適応指導教室・スクールソーシャルワーカー・就学相談と連携した特別支援教育の充実等、特別支援教育の拠点として、これまで以上に「教育相談」、「適応指導教室」、「スクールソーシャルワーカー」、「就学・巡回相談」の各班の連携・接続を密にし、学校・家庭・地域を支援する機能を充実させるとともに、不登校支援の拠点としての機能も併せ持つ「教育総合支援センター」を開設し、清瀬市立学校における特別支援教育を推進する。

② 相談体制の機能強化

ア 児童・生徒及び保護者等との事前の相談期間を十分に確保するとともに、確実な実態把握を行うために就学相談員、特別支援教育巡回指導員等による事前観察のための体制整備を行う。

イ 就学先決定後においても、引き続きの支援及び相談機能の拡充を図るために、就学先の校長及び学級担任等と連携したフォローアップ（就学後年 1 回の観察、保護者等との面談）や合理的配慮等の相談・支援体制の整備を行う。

ウ 校内委員会の機能を強化し、就学相談及び特別支援教室入退室判定会との連携を一層緊密にする。また、校内委員会を開催する際、特別支援学級入級及び特別支援教室入室を見据えた協議を充実させるため、必要に応じて就学相談員、特別支援教育巡回相談員、指導主事等の専門家を計画的に参画させる。

エ 就学時健康診断の際、就学相談員、特別支援教育巡回相談員等が積極的に参画し、特別な支援を要する幼児の実態把握に努めるとともに、当該校の校長と連携し、円滑な就学に向けた相談へのつなぎ機能を発揮できる体制を構築する。

オ 就学相談員、特別支援教育巡回相談員、指導主事等による連携をより一層緊密にし、特別な支援を必要とする児童・生徒の情報収集に努める。

第 3 章 学校における取組の充実に向けて

1 一人一人に応じた支援体制の充実

(1) 通常の学級における特別支援教育の推進体制について

教育現場において、特別支援教育は、特別な支援を必要とする障害のある子供たちへの教育であるという考えが根強く残っている。全ての子供たちにとって、参加しやすい環境をつくり、全ての子供たちにとって分かりやすい保育・指導を行うというユニバーサルデザインの視点を取り入れた保育・指導の工夫改善が必要である。

(2) 校内委員会の充実

① 特別支援教育コーディネーターを核とした校内委員会の活性化

特別支援教育コーディネーターを校内委員会主任として位置付け、校内委員会の定期的な開催とともに臨時開催も可能とし、特別な支援を必要とする児童・生徒の共通理解を進める。また、特別支援教育巡回指導員等の専門家を招聘することで、具体的な指導や対応の改善を図る。

② 校内委員会の具体的な在り方

ア 校内委員会の機能の強化と役割の明確化を図るために、以下のことを進める。

i 校長のリーダーシップの下、校内委員会を常設委員会として位置付けることで、特別支援教育コーディネーターの運営により定期的な開催とともに臨時開催を可能とする。このことで、事案に対して

即時対応が可能な体制を構築する。

- ii 特別支援教育コーディネーター連絡協議会において、関係機関や各種専門家等とのネットワーク構築を行うことで、対外的な連絡・調整を円滑に進める。
- iii 校内委員会へ就学相談員、特別支援教育巡回相談員、指導主事、教育相談センター相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門家を積極的に招聘し、具体的な課題解決につなげることのできる会議体とする。
- iv 校内委員会に関わる教員は、特に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨の理解に努め、児童・生徒の多様な教育的ニーズに柔軟に対応できる会議体とする。
- v 特別支援教室入退室判定に関わる機能を併せもつことから、教育委員会指導課就学・巡回相談班との連携を円滑に行うとともに、心理士等の専門家からの助言を積極的に導入する。

(3) スクールカウンセラーとの連携の充実について

年々増加傾向にある特別支援教育に対するニーズは、学校において、スクールカウンセラーに寄せられるケースが多い。特別な支援を必要とする児童・生徒及びその保護者からの相談を受けるスクールカウンセラーとの連携した取組は、特別支援教育の充実において、非常に重要である。

そこで、スクールカウンセラーの役割を明確にし、管理職及び教員との連携の充実を図る。

〈スクールカウンセラーの主な役割〉

- ① 児童・生徒に対する相談・助言
- ② 保護者や教職員に対する相談
- ③ 校内委員会等への参加
- ④ 教職員への研修
- ⑤ 児童・生徒への講話
- ⑥ 相談者への心理的な見立てと対応
- ⑦ 事件・事故等の緊急対応における児童・生徒への心のケア

(4) インクルーシブ教育システム構築のための理解促進について

① インクルーシブ教育研究指定校について

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」に基づき、各学校における基礎的環境整備及び合理的配慮の提供に関する教員の理解を深め、校内における特別支援教育体制の強化を図るため、研究指定校を設置し、研究を推進するとともに研究成果について市内全小・中学校に周知する。各校においては、校内における相談・支援体制の強化を図るとともに、教育委員会と連携して、本人及び保護者の意思を尊重した合理的配慮を行う。

③ インクルーシブ教育研修会について

教育委員会が主催する研修や、各校でのOJTを通して、インクルーシブ教育システムの理念について全教職員が確実に理解するとともに、各校においてインクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を推進する。

第4章 関係機関における取組の充実に向けて

1 都立特別支援学校との連携

現在、本市では、教育委員会指導課、教育相談センター等に配置されている専門的知見を有する職員を専門家チームとして、心理面、発達面、個別指導面等で具体的なアドバイスを行うことのできる支援体制の整備をしている。こうした中で、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う機関として都立清瀬特別支援学校との連携拡大・強化を図るための取組を一層推進し、専門家チームによる支援を更に充実させるとともに、学校からの相談に適切に対応していくことが必要である。

また、今後も、都立清瀬特別支援学校との共催による三市合同研修会や東京都立清瀬特別支援学校中学部と清瀬市立中学校の作品交流を発展・充実させることにより、市内小・中学校の教職員の資質・能力の向上を図る。さらに、副籍制度実施の事前学習として都立特別支援学校特別支援教育コーディネーター等による出前授業を実施するなど、児童・生徒への理解・促進活動を活性化させ、地域指定校児童・生徒の特別支援教育に対する理解を深め、副籍制度を充実させる。

2 「子ども発達支援・交流センター“とことこ”」との連携

就学前教育との接続や学校のみで対応が困難なケースは、特に関係機関との連携が重要である。特に就学前の様子把握については、本市では、清瀬市子どもの発達支援・交流センターや子ども家庭支援センター等の外部の専門家と連携を図る体制が構築されている。今後、特別支援学級に在籍する児童・生徒はもちろんのこと、通常の学級に在籍する知的な遅れのない、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症スペクトラム等の児童・生徒あるいは、養育上の困難に起因する発達障害様の態様を示す児童・生徒への対応についても一層関係機関が連携を深め、課題を多角的に見極め、専門的で、系統的な指導・支援を提供していく。

3 副籍制度の充実

(1) 副籍制度のより一層の推進について

本市では、平成19年度より、地域指定校決定システムの構築により間接的交流を主とした副籍制度による交流が進められてきた。第二次実施計画の期間中に、都立特別支援学校に就学する児童・生徒の全てが副次的な籍をもつことが定められた。この制度への円滑な移行を果たす為に、就学相談における事前相談の際には、相談者に対して副籍制度の趣旨を十分に周知し、円滑な移行を実現することができた。現在、都立清瀬特別支援学校との連携のもと、間接的交流において単に学校便り等を交換するに留まらず、地域指定校の児童・生徒がメッセージカードを添える「お便りシート」の交換も活性化が図られている。

今後は、共生社会の実現を図るためインクルーシブ教育の理念の基、直接的交流の充実を図ることが重要である。都立特別支援学校との連携を一層強化し、本市の副籍制度の取組を都立特別支援学校在籍児童・生徒及び保護者に向けて周知を図るなど、副籍制度のより一層の推進を図り、共生社会の実現に向けた交流活動を進めなければならない。

また、副籍制度実施に当たっての手続きの円滑化や活動の充実を図るために、特別支援教育コーディネーター連絡協議会等を通じて、事務的な手続きや交流活動の実践に関する協議を進めていくことが必要である。

(2) 副籍制度充実の具体的な在り方について

① 児童・生徒の交流活動の充実

ア 直接的交流を実施する児童・生徒の増加を目指し、間接的交流におけるお便り等の配布方法の工夫、「お便りシート」の積極的な活用を進める。

イ 都立特別支援学校との連携を強化し、都立特別支援学校における保護者会等に本市の指導主事等が参画することで、本市の副籍制度に対する取組の周知を図る。

② 各種研修会の更なる充実

ア 副籍制度に対する理解を深める為に、特別支援教育コーディネーター連絡協議会等に都立特別支援学校校長や特別支援教育コーディネーター等を講師として招聘し、研修会を継続的に実施する。特に共生社会の実現を図るために、実際の交流活動を保護者や地域住民等が参観し、地域との関係を確立できるような活動の設定について、その方策の立案や事例検討等の研修を実施する。

イ 副籍制度実施の事前学習として都立特別支援学校特別支援教育コーディネーター等による出前授業を実施するなど、障害理解の活動を活性化させ、地域指定校児童・生徒の特別支援教育に対する理解を深め、副籍制度を充実させる。

4 専門家チームによる学校支援について

(1) 巡回相談等専門家及び人的支援による学校支援の在り方について

本市では、これまで都立清瀬特別支援学校のセンター的機能としての支援を受け、市内小・中学校への巡回支援を行ってきた。また、本市固有の特別支援教育巡回指導員及び指導主事、就学相談員等がチームとなって特別な支援を要する児童・生徒への巡回支援を行ってきた。さらに、教育相談センターや子ども家庭支援センター、清瀬市子どもの発達支援・交流センター等に所属する専門家を加えて、本市の現状に鑑みた専門家チームの編成を行ってきた。

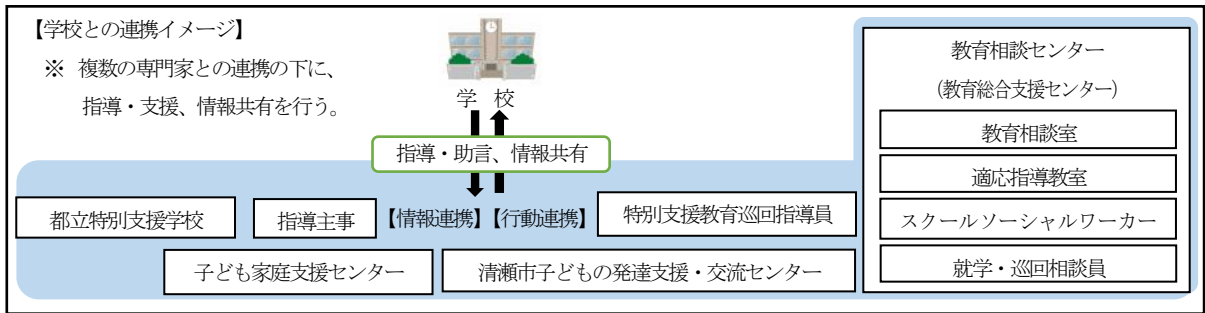
関係機関との連携については、学校のみで対応が困難なケースについては、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、清瀬市子どもの発達支援・交流センター等が外部の専門家として、学校支援を行う体制が構築されてきている。

今後も、引き続き、特別支援学級に在籍及び特別支援教室に通室する児童・生徒に対して、課題を多角的に見極め、専門的で系統的な指導・支援を提供していくことが必要である。そのため、現在、教育相談セン

ター等に配置されている専門的知見を有する職員と、関係機関の専門家との連携を図るための取組を一層推進し、専門家によるチーム支援を充実させるとともに、学校からの相談窓口を明確にしていけることが必要である。

(2) 巡回相談等専門家及び人的支援による学校支援の具体的な在り方について

- ① 巡回相談を継続しつつ、特別支援教育巡回指導員、就学・巡回相談員、スクールソーシャルワーカー、教育相談室相談員、指導主事等は定期的に情報共有を行うための会議体を設定し、チームとして学校支援、ケース対応を行うための情報共有・方針を徹底する。そのうえで、学校からの要請にさらに柔軟で多角的に対応する。
- ② チームで支援に当たる専門家等は、共有された情報・方針に基づいて、一貫した支援を行う。



第5章 理解促進に関する取組の推進

1 障害についての理解促進

(1) 教職員の専門性及び資質の向上と特別支援教育コーディネーターの役割の明確化

若手教員育成研修や中堅教諭等資質向上研修等の必修研修及び職層研修において、特別支援教育に関する内容を必ず位置付け、教員の職層や経験年数等に応じて、継続的に特別支援教育に関する制度や障害特性の理解、指導方法の充実に資する研修を行う。現在、本市の多くの学校でユニバーサルデザインの視点に基づく教室環境の整備や指導方法の工夫・改善が図られ、確実に教職員の意識が高まっている。今後は、現在の取組を一層充実させるため、本市における特別支援教育に関する研修をより実践的な内容にし、職層や経験年数等に対応できるよう効果的に研修体系に位置付けるとともに、東京都教育委員会や都立特別支援学校が主催する研修会や学校公開等に積極的に教職員が参加するようにして、児童・生徒の多様な教育的ニーズに柔軟に対応するための実践力を高めることが重要である。

教員の専門性及び資質の向上とともに、校内体制の強化を図るためには特別支援教育コーディネーターの専門性及び資質の向上も重要である。

また、現在2名以上の特別支援教育コーディネーターがいる学校では、相談体制の強化が図られている。今後は、複数の特別支援教育コーディネーターがいる利点を十分に活用し、教員の異動等により子供たちへの支援が途切れず、円滑な引継ぎが行われるよう校内体制の構築やOJTによる人材育成を行っていくことが必要である。

(2) 具体的な教職員の専門性及び資質の向上に係る取組

① 管理職の専門性及び資質の向上

ア 特別支援学級設置校長会を特別支援教育推進に係る中心的組織として位置付ける。

イ 特別支援学級設置校長会における議事については、特別支援学級設置校長会と教育委員会事務局において協議の上、校長会もしくは校長連絡会において周知を図り、市内全校における共通理解を図る。

ウ 障害種別に応じた教育課程、指導内容、指導方法についての検証を行い、特別支援教室及び特別支援学級の指導の充実に資する協議を行う。

(3) 特別支援教育コーディネーターの役割の明確化

① 特別支援教育コーディネーターの役割

- ア 学校は学校便りや保護者会等の機会を通じて、保護者に対して特別支援教育コーディネーターの役割や自校での取組状況を周知し、相談の機会を確実に確保する。
- イ 校務分掌における特別支援教育コーディネーターの位置付けを校内委員会主任として明確に位置付ける。
- ウ 特別支援教育コーディネーターの複数指名を確実に実施する。指名にあたっては、特別支援教育に関する専門性のみならず、所属校における勤務年数や担当学年・教科等のバランスを考慮し、全ての児童・生徒の実態が確実に把握されるとともに、教員の異動等により支援が途切れることのないよう配慮する。
- エ 特別支援教育コーディネーター連絡協議会に研修機能をもたせ、専門性及び資質の向上を図るとともに、学校間並びに関係機関との情報共有の場としても活用し、実践的な協議を行う。
- オ 教職員の専門性及び資質の向上を図る。
 - i 特別支援教育をテーマとして、教員の職層や経験年数等に応じた研修の体系化を図る。
 - ii 学びのユニバーサルデザインの観点に基づき、学習環境の整備や指導方法の工夫・改善を図るための研修や合理的配慮の提供に関する基礎的理解を深めるための研修を重点的に実施する。
 - iii 各学校の教育課程の編成にあたっては、基礎的環境整備の推進とともに、合理的配慮の提供に関する内容を位置付ける。
- カ 研修内容の充実を図る。
 - i 清瀬市教育委員会が主催又は共催する各種研修会等には指導主事、就学相談員、特別支援教育巡回指導員、教育相談センター相談員、スクールソーシャルワーカー、都立特別支援学校特別支援教育コーディネーター等の専門家を1名以上は参画させることで研修内容の充実を図る。
 - ii 各校における研修会や校内委員会には学校の要請に基づき指導主事、就学相談員、特別支援教育巡回指導員、教育相談センター相談員、スクールソーシャルワーカー等の専門家を積極的に派遣し、内容の充実を図る。
- キ 東京都における人事交流を積極的に活用し、市内の教育活動の活性化を図る。
 - ※ 東京都の公募制度等を活用し、特別支援学校や特別支援学級・特別支援教室と通常の学級間での異校種間異動を活発に行い、相互促進につなげる。

2 インクルーシブ教育についての理解促進

(1) 保護者・市民等に対する広報活動等の在り方について

推進計画リーフレットの作成・配布、市ホームページへの推進計画の提示、市報による特別支援教育の理解促進に係る記事の掲載等の取組を充実させる。また、特別支援教育の理念について、「障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律」の施行等、新たな障害者施策の考え方を踏まえ、学校だけでなく広く市民に理解を図り、障害の有無に関わらず、地域で共に生きる仲間としての意識の醸成を図る。

市報やホームページ等、保護者や市民が身近に触れることのできるツールを効果的に活用し、特別支援教育の理念を広く保護者や市民に根付かせていくことが今後一層重要な課題である。

(2) 保護者・市民等に対する具体的な広報活動の在り方について

ア これまでの実績を基に、保護者・市民等に対して理解促進の一層の充実・強化を図る。

- i 教育委員会事務局は本計画の概要版やリーフレットを作成し、学校や関係機関等を通じて、保護者・市民等へ配布するとともに、市ホームページ等への掲載を通して保護者・市民等への理解促進を図る。
- ii 教育委員会事務局職員は保護者や市民等で構成される諸会議、講演会等へ積極的に参加するとともに、特別支援教育に係る講演等を企画・運営することで、保護者・市民等への理解を推進する。
- iii 教育委員会事務局は市ホームページや市報、教育委員会だより等を活用して、本市における特別支援教育の取組を即時的に紹介する。
- iv 学校は保護者会や学校便り等の機会を通じて、特別支援教育に関する取組を保護者向けに紹介するとともに、必要に応じて教育委員会事務局より指導主事や巡回指導員等を招聘し、本市における特別支援教育の取組を保護者に紹介する機会を設定する。

資料

- 1 清瀬市特別支援教育推進計画検討委員会設置要領
- 2 清瀬市特別支援教育推進計画検討委員会委員名簿
- 3 清瀬市特別支援教育推進計画検討委員会開催状況

資料1 清瀬市特別支援教育推進計画評価・検討委員会設置要領

(設置)

第1条 清瀬市特別支援教育推進計画（第三次実施計画）を評価・点検するとともに、この上に立って同計画（第四次実施計画）を検討・策定するために、清瀬市特別支援教育推進計画評価・検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について評価・点検並びに検討・策定を行い、その結果を教育長に報告する。

- (1) 清瀬市特別支援教育推進計画（第三次実施計画）の成果と課題及び評価に関すること
- (2) (1)を踏まえた清瀬市特別支援教育の今後の方向性に関すること
- (3) 清瀬市特別支援教育推進計画（第四次実施計画）の検討・策定に関すること
- (4) その他、清瀬市特別支援教育推進計画全般に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者の中から、教育長が任命又は委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 有識者
 - (2) 清瀬市教育部代表
 - (3) 清瀬市健康福祉部代表
 - (4) 清瀬市子ども家庭部代表
 - (5) 清瀬市公立学校代表（小学校及び中学校）
 - (6) 東京都立特別支援学校代表
 - (7) 保護者代表
 - (8) 事務局代表
 - (9) その他教育長が必要と認める者
- 2 委員会は、作業部会を設置し、次の各号に掲げる者の中から、教育長が任命または委嘱する。
- (1) 清瀬市健康福祉部障害福祉課代表
 - (2) 清瀬市子ども家庭部子育て支援課代表
 - (3) 市内幼稚園代表
 - (4) 市内保育所代表
 - (5) 清瀬市公立学校副校長（小学校及び中学校）
 - (6) 東京都立特別支援学校副校長
 - (7) 市内発達支援機関代表
 - (8) 清瀬市教育相談センター代表（教育相談室主任）
 - (9) 事務局代表
 - (10) その他教育長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、教育長が委員の中から指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 委員長は、作業部会を召集することができる。

(謝礼)

第7条 委員会に出席した委員並びに第6条2の規定に基づき出席を求められた者で、必要があると認められた者に対しては、謝礼を払うことができる。

(設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、第2条に規定する報告をもって終了する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、清瀬市教育委員会教育部指導課において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほかに必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。

資料2 清瀬市特別支援教育推進計画評価・検討委員会委員名簿

1 評価・検討委員会

	氏名	区分	役職及び所属名
1	半澤 嘉博	有識者	東京家政大学家政学部児童教育学科教授（委員長）
2	石川 智裕	清瀬市教育部代表	清瀬市教育委員会教育部長（副委員長）
3	八巻 浩孝	清瀬市健康福祉部代表	清瀬市健康福祉部長
4	矢ヶ崎直美	清瀬市子ども家庭部代表	清瀬市子ども家庭部長
5	佐藤 伸彦	清瀬市公立小学校代表	清瀬市立清瀬小学校長
6	小池雄志郎	清瀬市公立中学校代表	清瀬市立清瀬中学校長
7	外山 裕介	東京都立特別支援学校代表	東京都立清瀬特別支援学校長
8	縄田かすみ	保護者代表	清瀬市立清瀬中学校PTA
9	長井 満敏	教育委員会事務局代表	清瀬市教育委員会教育部参事兼指導課長

2 作業部会

	氏名	区分	役職及び所属名
1	新井 勘資	清瀬市健康福祉部障害福祉課代表	清瀬市障害福祉課長
2	佐藤 信明	清瀬市子ども家庭部子育て支援課代表	清瀬市子育て支援課長
3	内野 光裕	市内幼稚園代表	学校法人内野学園 清瀬ゆりかご幼稚園理事長
4	今野 美奈	市内保育所代表	清瀬市立第1保育園園長
5	岩崎 吉伸	清瀬市公立小学校代表	清瀬市立清瀬第八小学校副校長
6	蓮池 和彦	清瀬市公立中学校代表	清瀬市立清瀬第五中学校副校長
7	東川 修一	東京都立特別支援学校代表	東京都立清瀬特別支援学校副校長
8	岩澤寿美子	市内発達支援機関代表	清瀬市子どもの発達支援・交流センター“とことこ”センター長
9	岡田 英晃	清瀬市教育相談センター代表	清瀬市教育相談センター教育相談室主任相談員
10	馬場 一平	教育委員会事務局代表	清瀬市教育委員会教育部副参事 統括指導主事

3 事務局

	氏名	区分	役職及び所属名
1	長井 満敏	教育委員会事務局	清瀬市教育委員会教育部参事兼指導課長
2	馬場 一平	教育委員会事務局	清瀬市教育委員会教育部指導課副参事 統括指導主事
3	井上 真登	教育委員会事務局	清瀬市教育委員会教育部指導課指導主事

資料3 清瀬市特別支援教育推進計画検討委員会開催状況

第1回 評価・検討委員会及び作業部会（合同会）（平成30年11月22日 開催）

- 委員委嘱
- 概要説明
- 委員長選出
- 清瀬市特別支援教育推進計画評価・検討委員会の位置付け及び日程について
- 【協議】清瀬市特別支援教育推進計画の報告・協議（評価・点検）について
- 【講演】「これからのインクルーシブ教育について」
東京家政大学 家政学部 児童教育学科 教授 半澤 嘉博 先生
- 今後の日程・作業について協議

第2回 作業部会（平成31年2月6日 開催）

- 「清瀬市特別支援教育推進計画（第四次実施計画）」（案）の作成・検討

第2回 評価・検討委員会（平成31年2月15日 開催）

- 作業部会による作成案に対する協議・検討

おわりに

これまで本市では、特別支援教育の理念を全ての教育活動の根幹に据え、環境整備や指導内容・方法の工夫・改善を図って参りました。

本市が目指す特別支援教育は、その対象を障害のある子供たちに止めず、全ての子供たちの教育的ニーズに柔軟に対応すべく、子供たちの丁寧な実態把握、その実態把握に基づく指導改善を図るものであります。これまで全ての学校では、第三次実施計画の取組により、特別支援教育の理念に基づく児童・生徒理解を強化し、指導の改善を図って参りました。

しかしながら、子供たちの抱える教育的ニーズは日々刻々変化し、指導者もそのニーズに対応した指導・支援を提供する責務があります。第四次実施計画の策定により、今後も全ての子供たちがかけがえのない存在であることを実感し、充実した学校生活を送ることができるよう、教育委員会として本計画の適切な実施に取り組んで参ります。

清瀬市教育委員会

清瀬市特別支援教育推進計画

(第四次実施計画)

発行日 平成31年3月

編集・発行 清瀬市教育委員会

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目八四二番地

電話 042(492)5111